



原油、強含みの展開か

原油相場は強含みの展開か。前週はウクライナによるロシア製油所への攻撃でロシアからの供給減が懸念されたほか、米株高を起因とする需要増観測も重なり、米原油指標は底堅く推移した。今週は石油輸出国機構（OPEC）プラスによる合同閣僚監視委員会（JMMC）の開催が予定されており、生産調整の議論を含め、参加者の発言に注目が集まる。



OPECプラスの一部構成国は、原油の自主減産を6月末まで実施する方針だ。楽天証券経済研究所の吉田哲コモディティアナリストは「JMMCで減産の継続に関する議論が交わされたり、参加者から減産を前向きに評価する発言があったりした場合は原油相場は上昇しやすい」と話す。

一部の農産物先物の急騰にも注意が必要だ。天候不順による生産地の不作を背景に米欧のカカオ豆先物は前週、過去最高値を更新。それぞれの3月末終値は2月末比5割高となった。



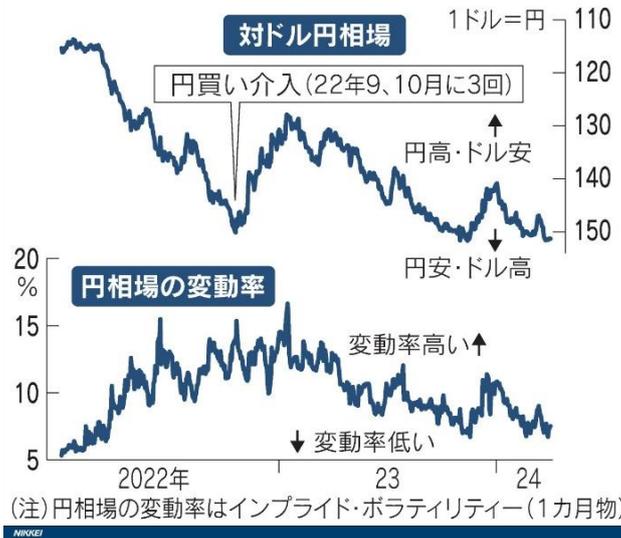
円相場、急変なき介入に市場警戒 変動幅より「152円」

市場が政府・日銀の為替介入に身構えている。一時1ドル=152円に迫り、政府関係者が一気に円安けん制を強めたからだ。もっとも財務省が介入を正当化する理由として強調してきた相場変動は足元で抑えられている。政府は変動幅よりも152円という水準を「防衛ライン」として重視している――といった思惑を生んでいる。今週は米景気指標と介入警戒で波乱含みの展開も想定される。

市場で為替介入への警戒が高まったのは3月27日、財務省・金融庁・日銀が情報交換会合（3者会合）を開いたことがきっかけだ。円相場が1ドル=151円97銭と1990年以来の円安水準をつけた後のタイミングだっただけに、「政府は152円を介入の防衛ラインとみている可能性がある」（UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメントの青木大樹最高投資責任者）との見方が浮上した。

市場参加者は為替介入を巡るシナリオ分析に時間を費やしている。主な論点は①財務省・日銀は本当に円買い介入を実施するのか②介入が実施された場合、円安を抑止する効果はどの程度あるのか――の2点だ。

直近の円相場は変動率が22年介入時より低い



まず円買い介入の実施について、市場はまだ半信半疑といえる。3月27日、3者会合開催が伝わると、外国為替市場では1ドル=151円台前半まで円高が進んだが、円買いがそれ以上膨らむことはなかった。

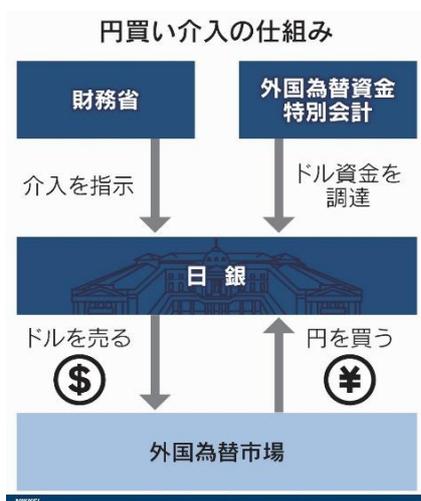
為替介入の可否は財務省が判断し、日銀が代理人となる。財務省は為替のボラティリティー（変動率）に基づいて判断していると強調してきた。鈴木俊一財務相は3月29日の記者会見で、152円が円買い介入に踏み切る水準かと問われると「水準が問題ではなく動き、変化に注目している」と述べた。そのうえで「具体的な防衛ラインはない」と明言した。



財務省が変動率を判断基準として強調する背景には、国際的な為替介入ルールがある。為替急変を緩和するための介入である「スムージング・オペレーション（円滑化介入）」は認めても、水準そのものを動かす介入には批判が強い。日本を含む主要7カ国（G7）の声明にも「為替レートは市場で決まる」「競争力のために為替レートを目標にしない」との記載がある。

為替の変動率のみを判断材料とするならば、介入実施の大義名分は乏しい。代表的な変動率指標である「インプライド・ボラティリティー」の直近値をみると、前回介入時の22年9～10月に比べて低い水準にある。円相場の1日あたりの値幅をみても22年9月1日から介入前日の21日まで平均1円50銭に達していた。足元の直近1カ月間は99銭台と1円未満にとどまる。

それでも「当局のけん制のトーンは一段と強まっており、市場では介入に向けての警戒感がかなり高まっている」（三菱UFJ銀行の大原豪上席調査役）。財務省の神田真人財務官は3者会合の後、為替介入を巡って「あらゆる手段を排除しない」と発言した。こうした姿勢が財務省は変動率よりも水準を重視している、といった市場の思惑を生む一因になっている。



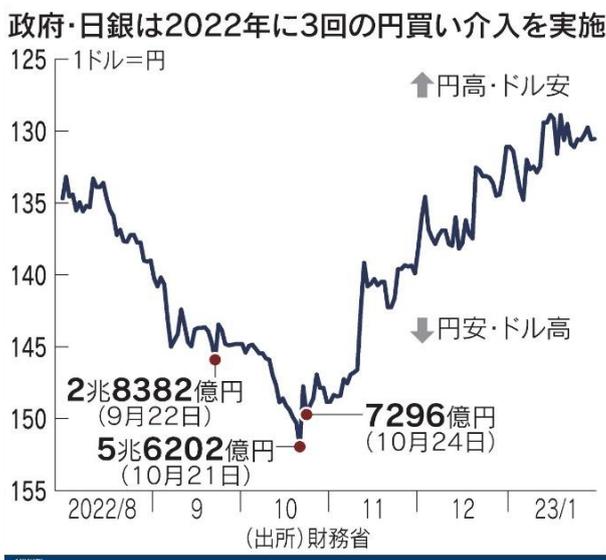
次に円買い介入効果について、市場ではなお懐疑的な声が多い。

円買い・ドル売り介入の場合、外貨準備に計上されるドルが原資となる。外貨準備は、政府の外国為替資金特別会計（外為特会）と日銀が保有する資産で構成される。日銀は外貨準備のドルを民間銀行に売り、同時に円を買う取引をする。民間銀行は日銀から買ったドルを市場に売り、日銀に売る円を市場で買う。この取引を通じて市場で円の需要を強め、円高方向への誘導を狙う。

22年10月21日の円買い介入額は5兆6202億円で、一日あたりの規模はデータを公表している1991年4月以降の円買い介入で最大だった。それにもかかわらず、円相場は1年ほどで151円台後半まで再び下落した。日米金利差や貿易収支の赤字定着に基づく円安圧力が強いことを示す。



直近では少額投資非課税制度（NISA）拡大で個人の海外投資が増えたことも円安の背景にある。オールニッポン・アセットマネジメントの運用者、石見直樹氏は「実需筋が円売りに傾いており、介入では円安を食い止められない」とみる。



今週は米国で5日の雇用統計など重要経済指標の発表が相次ぐ。市場予想より強い数字が出てくれば、米景気の強さとインフレ高止まりが意識される。年内利下げ期待が後退し、ドル高・円安圧力を高める。1ドル=152円台乗せですぐに円買い介入があれば一時的に150円を下回る可能性がある。

実際に介入する時点ではその事実を隠して売買する「覆面介入」もある。22年に実施された3回の円買い介入のうち1回目はすぐに介入の事実を公表したが、2、3回目は覆面だった。当時は市場の恐怖心をあおり、投機筋の動きを封じることで、過度な円安を止める狙いがあったとみられる。

一方で152円を上回った直後に為替介入が入らない場合、政府の防衛ラインが152円より上の水準にある、といった市場の臆測につながりそうだ。円売りが加速し、153円台を試す展開が考えられる。

政府は円買い介入を無制限にできるわけではない。介入原資となる外貨準備残高は2月時点で約1兆2810億ドル（約193兆円）で、大半を米国債など外国証券で保有する。米国債を原資とする場合、売却して現金化しなければならず、米国債利回りの上昇要因になる。米当局の理解が必要となり、ハードルは高いとの見方がある。

日銀出身で介入の実務経験もあるふくおかフィナンシャルグループの佐々木融チーフ・ストラテジストは「介入の効果を最大限出すためにはタイミングを見極めることが重要だ」と指摘する。現時点で介入時期を予想するのは難しいが、市場が政府の情報発信に一段と敏感になるのは間違いない。



「残業させない」再び問題

社外の労働組合に属し、会社と交渉中のバス運転手に残業をさせない運輸会社は不当だとする労組の申し立てに対し、広島県労働委員会は2023年12月、組合の主張を認める救済命令を出した。半世紀前に多発した「残業差別」といわれるこうした事案が、最近再び目に付き始めている。企業は注意が必要だ。

「私にだけ残業が割り当てられず、33万円あった総支給額が25万円に減った。食事や自分の車の燃料代を節約しなければならず苦しかった」。50歳代のバス運転手は強い口調で話す。

運転手は広島市の運輸会社に勤務。会社が業務の繁忙に合わせ1日の所定労働時間を変更できる変形労働時間制を適用しようとしたことに反対し、合同労組のスクラムユニオン・ひろしま（広島市）に加入して団体交渉中だった。

広島県労委の命令書などによれば、会社は変形労働制を導入する一方、同運転手には「長時間労働の継続を避けるため」として22年6～10月に時間外労働を割り当てなかった。ユニオンの柳由紀夫副委員長は「労働組合法7条1項が禁じる組合活動を理由とした不利益取り扱い」と主張、救済命令を得た。会社は争わず、2月までに時間外手当相当の約39万円を払った。

対立労組の組合員を残業から排除し経済的な打撃を与える手法は、争議が頻発した1960～70年代に組織切り崩し策として多発した。だがこの手法は、85年の最高裁判例で不当と判断された。

同裁判では、複数労組を抱えた日産自動車が、昼夜二交代制勤務などに反対する少数労組員を残業から排除したことの是非が争点だった。最高裁は排除が「少数組合の団結権否認や嫌悪の意図でなされた特段の事情があれば不当労働行為になる」との判断枠組みを新設。日産の事情を当てはめ、不当と断じた。

その残業差別が最近また息を吹き返している。兵庫県労委は20年、建設資材会社に対し組合員への残業差別について2回目の是正命令を出した。福岡県の運輸会社が特定の労組員に残業をさせなかった事案は、救済命令を経て裁判に発展。23年に最高裁が労組側勝訴の高裁判決を確定させた。

労働裁判に詳しい岡芹健夫弁護士は「労使協調が長く続いて企業の人事部門でも労組法の知識が乏しくなり、何が不当労働行為か理解できていない可能性がある」とみる。会社が少数組合と協約が締結できていないため時間外から外したと主張しても、「背景に組合への嫌悪があると労働委や裁判所が判断すれば、不当となることに注意すべきだ」と警鐘を鳴らす。

労組が無関係でも、正当な理由がなく特定の個人を残業から外す行為は上司によるパワーハラスメントになる恐れがある。労働施策総合推進法の指針が例示するパワハラ類型に「過小な要求」「人間関係からの切り離し」があるためだ。裁判に発展すれば金銭的補償の理由になるので、企業は重ねての注意が必要だ。



4月からこう変わる 電気代値上げや残業規制強化

4月からの新年度を迎え、食品や雑貨、サービスの値上げが相次ぐ。物価上昇は家計に直結するものの、賃上げとの好循環が生まれれば、日本の経済にはプラスに働く。トラック運転手や医師らの残業規制が強化され、一般生活に影響が及ぶ可能性もある。

・電気代、500円前後引き上げ

2024年度も生活に身近な分野での値上げが続く。帝国データバンクによると、食品メーカー195社が4月に価格を引き上げる商品は2806品目に達する。

目立つのが「加工食品」で日本ハムなど食肉大手4社がハムやソーセージを値上げする。サントリーも国産ウイスキーの希望小売価格を最大で2倍以上に引き上げる。「サントリーウイスキー 響30年」は税別16万円から36万円になる。

4月からこう変わる

値上げ	
電気料金	再生エネ賦課金2年ぶり引き上げ。 一般家庭の電気代は月500円前後上げ
家庭紙	ティッシュやトイレ紙を大王製紙と王子ネピアは10%以上、日本製紙クレシアは5~10%以上
宅配料金	ヤマト運輸、佐川急便、ヤマトのゴルフ宅急便は片道320円値上げで、往復5000円程度に
ウイスキー	国産をサントリーは最大2.3倍、アサヒビールは最大62%
トマト調味料	キッコーマンは7~15%
ハム・ソーセージ	日本ハムは最大27.6%、伊藤ハムは最大25%

背景には原材料高に加え、人件費や物流費の上昇がある。足元で一時1ドル=151円台後半まで進む円安も輸入原材料の調達コストを押し上げる。総務省によると、2月の消費者物価指数は変動の大きい生鮮食品を除く総合が前年同月比で2.8%上昇した。

物価高を賃上げで吸収できれば、景気の好循環につながる。24年の春季労使交渉で賃上げ率は33年ぶりの高水準となる勢いだ。野村証券の藤原悟史氏は「食品は高いインフレ率が続くが、値上げは一時期に比べ落ち着いている。賃金上昇に伴い消費マインドに明るさが出てくるだろう」とみる。

値上げは電力やサービス分野でも相次ぐ。電気代は5月請求分（4月使用分）から大手電力10社全社で上がる。一般家庭の電気代は平均的な使用量に基づくと前月比で441~579円高まる。再生可能エネルギーの普及に向けて国が電気代に上乗せする「賦課金」の単価上昇を反映させる。



佐川急便は個人向けの宅配便の基本運賃を平均7%ほど引き上げる。残業規制の強化で運転手の不足が懸念される「2024年問題」を受け、ドライバーの代わりに荷物を積み込む人材の確保など待遇改善に振り向ける。ヤマト運輸も宅配便の一部商品で約2%値上げする。

・残業規制強化、診療に変化も

物流ドライバーだけでなく、医師や建設作業員の時間外労働も4月に制限を強化する。残業は原則として年360時間、労使が合意すれば年720時間までとなる。ただ、医師は特例として最大年960時間としつつ、救命救急など地域医療の維持に必要と判断した場合はさらに特例として年1860時間まで認める。

960時間を超える場合は都道府県への申請が必要で、これまでに483件出されている。厚生労働省は当初1500件程度を想定していた。大きく下回った背景には、医療現場で進む業務改善がある。

各医療機関は医師の業務の一部を看護師や助産師、医師事務作業補助者らに移す「タスクシフト」を進めたり、複数主治医制をとったりしている。デジタル技術を活用して病院外での検査データの確認や遠隔からの指示出しなども進めている。

働き方・企業活動

医師・物流ドライバー・建設作業員に残業規制を適用



賃上げ促進税制を拡充。法人税額控除を中小企業は賃上げ分の最大40%→45%、大企業は30%→35%に

企業の交際費について経費処理で非課税にできる上限額を1人あたり5000円から1万円に引き上げ

NIKKEI

医師の働き方改革は患者らの理解なくして成り立たない。この先は土曜診療を縮小する病院が増えたり、夜間の救急患者を受け入れる病院が減ったり、手術待ちが長くなったりする変化を受け入れる必要が出てくる。

限られた医療資源を最大限に活用するには、安易な救急車の利用や必ずしも医学的には必要でない「コンビニ受診」を控えるといった意識の改善も求められる。

建設業は医師のような特例はなく、一般の企業と同じ年720時間が上限となる。建設現場ではこれまでの週休1日でなく、2日制の導入が広がる。これからは工期が延び、新規の工事件数が減少するといった変化が予想される。



・日本版ライドシェア、4地域で発進

一般ドライバーが自家用車を使って有償で客を運ぶ「日本版ライドシェア」が4月に始まる。タクシー会社が運行を管理するのが諸外国と異なる日本版の特徴だ。運転手はタクシー会社に所属し、各社が運転手の教育や勤務管理を担う。

国土交通省がまず地域を明示して営業を許可したのは①東京都の23区、武蔵野市、三鷹市②神奈川県横浜市、川崎市など③愛知県の名古屋市、瀬戸市など④京都府の京都市、宇治市など――の4地域だ。既存の配車アプリのデータをもとにタクシーの需給状況を分析して選んだ。

医療・生活



75歳以上(後期高齢者)の医療保険料引き上げ

現役世代の医療保険料見直し。健保組合・共済組合は負担増、協会けんぽは減

40歳以上が支払う介護保険料を多くの被保険者で引き上げ

新型コロナ治療薬の公費補助廃止。ワクチン接種の補助縮小

政府の電気自動車(EV)補助金、最大73万円の差に

一般ドライバーが有料で客を運ぶ日本版のライドシェア解禁

所有者不明の土地の対策で、不動産を相続したことを知ってから3年以内の登記の申請が義務化

嫡出推定制度を見直す改正民法施行

教育



給付型奨学金の支援対象拡大。世帯年収上限を380万円から600万円に拡大し、20万人増に

中学教科書、英語からデジタル化。音声教材を活用

東京都は所得制限を撤廃し、私立を含む全高校や都立大学の授業料を実質無償化。大阪府も高校授業料の完全無償化を順次開始

金融



三井住友銀行やみずほ銀行など、普通預金金利を0.001%から0.02%に引き上げ

りそなHDが関西みらいFGを吸収合併。関西みらい銀行とみなと銀行はりそなHDの完全子会社に

金融経済教育推進機構が4月中に発足。政府、日銀、全銀協、日証協が出資



ウメモト インフォメーション



2024年 4 月 1 日 担当 ジョン

国交省による事業許可を経て、実際のサービス開始は4月上旬となる見通した。支払いは原則キャッシュレスで、運賃は通常のタクシー料金と同等とする。利用者はスマホのアプリなどで車を呼ぶことができる。

地域によって、利用できる曜日や時間帯は異なる。東京23区では毎日利用でき、平日は午前7時～同10時59分に、金曜は午後4時～同7時59分も認める。土曜は午前0時～同4時59分と午後4時～同7時59分、日曜は午前10時～午後1時59分に利用できる。

国交省は3月29日に、4地域に加えて札幌市や大阪市など8地域での営業を認めると発表した。5月にもサービスが始まる。

タクシー会社はライドシェアのための一般ドライバーの募集を進めている。国交省の担当者は「多くの事業者から参加の意向が示されている」と説明する。ただ、自社の運転手に配慮する観点で一般募集に踏み切れない会社もあり、温度差が浮き彫りになっている。